

令和 5 年度監査報告書

財 政 援 助 団 体 監 査

【国分寺市商工会】

令 和 5 年 12 月

国 分 寺 市 監 査 委 員

令和 5 年度財政援助団体監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

補助金交付団体	所管部課
国分寺市商工会	市民生活部経済課

第 3 監査の範囲

令和 4 年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

第 4 監査の実施期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年12月22日まで

現地調査 令和 5 年10月10日

第 5 監査の着眼点

所管関係

- 1 補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- 2 補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- 3 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- 4 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- 5 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

団体関係

- 1 関係規程は整備されているか。
- 2 事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- 3 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- 4 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- 5 監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- 6 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- 7 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- 8 小口現金については適正に管理されているか。
- 9 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第6 監査の方法

補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の対象団体の概要及び監査結果

1 団体の概要

(1) 設立

商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、昭和35年12月に設立。

(2) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(3) 事業の概要

- ア 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- イ 商工業に関する情報又は資料を収集し及び提供すること。
- ウ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- エ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- オ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- カ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- キ 前払い式証票の発行業務を行うこと。
- ク 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- ケ 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- コ 建物の賃貸業務を行うこと。
- サ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- シ 輸出品の原産地証明を行うこと。
- ス 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- セ 行政庁等の諮問に応じ答申すること。
- ソ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- タ 商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む）を処理すること。
- チ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

ツ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(4) 組織

国分寺市商工会（以下「商工会」）は、意思決定機関である総代会、業務執行に関する議決機関である理事会及び監事が設置されている。

総代会は会員の中から選挙で選ばれた総代で構成され、理事会は会長、副会長及び理事によって構成される。

また、商工会の事務を処理するため、事務局が置かれている。

(5) 所在地

国分寺市本多2丁目3-3

2 補助金の状況

市は国分寺市商工振興事業補助金交付規則（平成19年規則第52号）に基づき、令和4年度は18,300,000円を交付し、変更等申請及び実績報告により2,120,000円の返還を受けている。

3 補助金の実績

令和4年度の予算及び補助金見込並びに決算及び補助金執行状況は別紙のとおりである。

4 監査の結果

監査の着眼点に留意し、国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部改善を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

(1) 所管課

①経営改善普及事業指導員等設置事業 補助対象指導員設置費について

補助金の実績報告書を確認したところ、別の事業の補助対象となっている職員の人件費の一部が本経費から支払われていた。当該職員は本補助対象業務にも従事しているとのことだが、交付申請書には本補助の対象として記載されていなかった。交付申請書で申請されていない内容について補助金が支払われることは適切とはいえないため、団体から提出された交付申請書と実績報告書の内容に齟齬が生じていないかを十分に確認の上、補助金交付事務を行われたい。

②交付申請書・実績報告書の記載について

商工会から提出された補助金交付申請書及び実績報告書の添付書類を確認したところ、交付割合が異なる複数の補助対象事業の経費が一つにまとめて記載されていた。

交付割合については、市と商工会双方で確認をしているとのことだが、補助金額の算定にも関わるため、国分寺市商工振興事業補助金交付規則（平成19年規則第52号）に規定された補助対象事業ごとに正確に記載された文書を徴取されたい。

（２）団体

①臨時職員の超過勤務手当について

同一年度内で月により臨時職員の超過勤務手当の算出の際の端数処理が異なっていた。

今後は適切に算出に係る事務を行われたい。

②経営改善普及事業指導員等設置事業 補助対象指導員設置費について

補助金の実績報告書を確認したところ、別の事業の補助対象となっている職員の人件費の一部が本経費から支払われていた。当該職員は本補助対象業務にも従事しているとのことだが、交付申請書には本補助の対象として記載されていなかった。交付申請書で申請されていない内容について補助金が支払われることは適切とはいえないため、補助金の交付申請にあたっては、補助を受けようとする内容について、正確に記載されたい。

③交付申請書・実績報告書の記載について

補助金交付申請書及び実績報告書の添付書類を確認したところ、交付割合が異なる複数の補助対象事業の経費が一つにまとめて記載されていた。

補助金額の算定にも関わるため、国分寺市商工振興事業補助金交付規則（平成19年規則第52号）に規定された補助対象事業ごとに正確に記載されたい。

1 予 算

(単位：円)

		予 算 額	市費充当額
収入	市補助金	18,310,000	18,310,000
	都補助金	28,784,000	—
	自己負担	48,760,768	—
	収入合計	95,854,768	18,310,000
支出	1 商工振興事業	41,911,000	5,110,000
	(1) 経営改善普及事業指導員等設置事業	30,700,000	3,340,000
	補助対象指導員設置費	30,700,000	3,340,000
	(2) 経改事業指導事業	11,211,000	1,770,000
	指導環境推進費	8,100,000	1,770,000
	その他の指導事業費	3,111,000	—
	2 地域総合振興事業費	35,390,000	11,780,000
	(1) 総合振興費	2,000,000	1,210,000
	① 商工まつり事業費	800,000	470,000
	② ぶんじふれあい市事業費	1,200,000	740,000
	(2) 商業振興費	11,020,000	6,970,000
	① 地域産業活性化プラン推進事業費	8,250,000	4,800,000
	1) コミュニティー冊子発行事業費	200,000	100,000
	2) I T活用販売促進事業費	2,000,000	1,100,000
	3) 一店逸品事業費	3,300,000	2,000,000
	4) 名物名産推奨品事業費	650,000	300,000
	5) 個店大賞事業費	2,100,000	1,300,000
	② 顧客駐車場運営	750,000	350,000
	③ 商店会連合会補助事業費	400,000	250,000
	④ スタンプ支援事業費	100,000	50,000
	⑤ 買物困難者対策事業	1,520,000	1,520,000
	(3) 工業振興費	900,000	250,000
	(4) 建設振興費	1,850,000	350,000
	(5) 小規模企業等経営改善費	800,000	150,000
	(6) 後継者等育成費	650,000	150,000
	(7) 女性経営者育成費	650,000	150,000
	(8) 健康診断費	8,000,000	2,550,000
	(9) その他総合振興事業費	9,520,000	—
	3 管理運営事業	16,434,000	1,420,000
	管理運営事務費	5,620,000	1,420,000
	管理運営環境推進費, その他の事務費	5,620,000	1,420,000
	その他管理費	10,814,000	—
	4 その他	2,119,768	—
	受託事業費	871,000	—
	トイレットペーパー委託	870,000	—
	東京都商工会連合会	1,000	—
	繰入引当 支出等	204,000	—
	予備費/次期繰越収支差額	1,044,768	—
	支出合計	95,854,768	18,310,000

令和4年度国分寺市商工会 商工振興事業補助金交付申請書類より

2 決 算

(単位：円)

		決 算 額	市費充当額
収入	市補助金	16,190,000	16,190,000
	都補助金	28,784,000	—
	全国連助成金	4,200,000	—
	会費・手数料収入	31,076,445	—
	受託料収入	1,188,000	—
	前期繰越収支差額	8,265,768	—
	収入合計	89,704,213	16,190,000
支出	1 商工振興事業	38,109,899	4,200,000
	(1) 経営改善普及事業指導員等設置事業	27,485,541	2,430,000
	補助対象指導員設置費	27,485,541	2,430,000
	(2) 経営改善普及事業指導事業	10,624,358	1,770,000
	商工会等指導環境推進費	7,908,251	1,770,000
	その他の指導事業費	2,716,107	—
	2 地域総合振興事業費	29,741,515	10,570,000
	(1) 総合振興費	0	0
	① 商工まつり事業費	0	0
	② ぶんじふれあい市事業費	0	0
	(2) 商業振興費	10,367,361	7,050,000
	① 地域産業活性化プラン推進事業費	7,826,970	4,890,000
	1) コミュニティー冊子発行事業費	200,000	100,000
	2) I T活用販売促進事業費	1,971,042	1,190,000
	3) 一店逸品事業費	3,161,117	2,000,000
	4) 名物名産推奨品事業費	467,470	300,000
	5) 「お店」大賞事業費	2,027,341	1,300,000
	② 商店街顧客駐車場設置運営事業費	517,880	340,000
	③ 商店会連合会運営費	400,000	250,000
	④ 国分寺スタンプ支援事業費	100,000	50,000
	⑤ 買物困難者対策事業	1,522,511	1,520,000
	(3) 工業振興費	449,276	250,000
	(4) 建設振興費	1,906,896	350,000
	(5) 小規模企業等経営改善費	473,306	150,000
	(6) 後継者等育成費	610,349	150,000
	(7) 女性経営者育成費	616,855	150,000
	(8) 健康診断費	7,424,514	2,470,000
	(9) その他総合振興事業費	7,892,958	—
	3 管理運営事業	14,906,184	1,420,000
	管理運営事務費	4,963,299	1,420,000
	管理運営環境推進費, その他の事務費	4,963,299	1,420,000
	その他管理費	9,942,885	—
	4 その他	6,946,615	—
	受託事業費	840,200	—
	トイレットペーパー委託	210,200	—
	東京都商工会連合会	630,000	—
	繰入引当 支出等	200,000	—
	予備費/次期繰越収支差額	5,906,415	—
	支出合計	89,704,213	16,190,000

令和4年度国分寺市商工会 商工振興事業補助金実績報告書類より

※ 変更後市補助金交付決定額：17,100,000円－実績報告額：16,190,000円＝910,000円（不用額）に加え、商工まつり及びぶんじふれあい市が新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止したことにより、1,210,000円の不用額が発生したため、令和4年度補助金返還額は2,120,000円となる。

※ 10人の人件費及び地域総合振興事業費等が補助対象であり、補助金に残額があった場合は市に返還する。